

平成20年度の実績と評価 (EMSに基づく環境活動の報告)

●庁内オフィスごみ、コピー用紙使用量の目標を達成することができました。

①庁内オフィスごみ

・全庁で約925トンの排出量となり目標を達成しました。目標値よりも約25トン少なく抑えました。

②コピー用紙使用量

・全庁で約662トンとなり目標を達成しました。目標値より約18トン少なく抑えました。

③温室効果ガス

・内訳として、電気使用量は目標達成しましたが、公用車燃料はわずかに達成できませんでした。

2-1 重点目標の実績と評価

平成21年2月の認証更新にあたり、新しい環境方針を踏まえ、平成20～22年度の3年間の環境目的・目標を設定しました。重点目標としては、本庁及び各地域機関において、庁内オフィスごみ、コピー用紙使用量及び温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。温室効果ガスは、電気使用量及び公用車の燃料使用量について、CO₂に換算して把握しています。

重点目標については、平成18・19年度実績の平均値を基準に、そこから段階的に削減する設定としています。平成20年度実績では、庁内オフィスごみ排出量及びコピー用紙使用量の目標を達成することができました。

重点目標の達成状況

項目	基準 (18・19年度 実績平均)	20年度 目標 (Δ2%)	20年度 実績	目標 達成 状況
①庁内オフィスごみ (トン)	970.1	950.7	924.8	○
②コピー用紙使用量(トン)	694.5	680.6	661.9	○
③温室効果ガス(トン CO ₂)	—	—	—	—
・電気使用	7,625	7,419*	7,395	○
・公用車の燃料使用	1,953	1,914	1,938	×

※電気使用の目標は、基準値マイナス3%。

※基準の算定にあたっては、H20年度における県庁ISO14001対象組織の、H18・19年度実績の平均としています。



三重県庁では、オフィスごみ、コピー用紙、温室効果ガスを減らすことを重点目標に置いて、取り組んでいるんだね！

EMSは、目標を設定して、それを実行・評価したうえで、継続的な改善に結び付けていくことが重要なんだ。



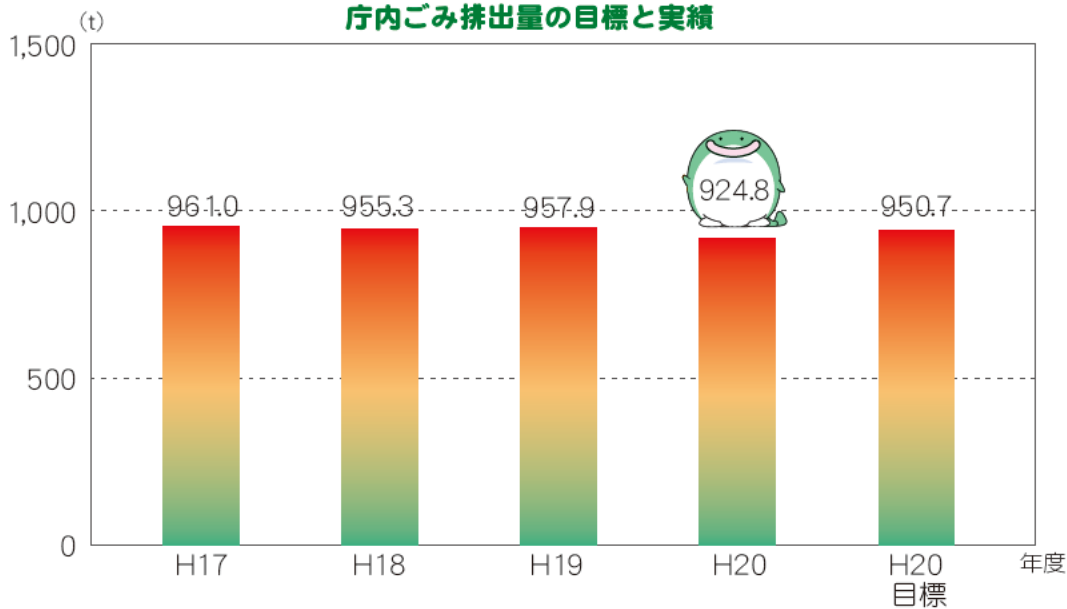
① 庁内オフィスごみ排出量

平成20年度の実績は、全庁で924.8トンでした。

目標（950.7トン）よりも約25トン少ない結果となり、目標を達成しました。

平成19年度実績と比べても96.5%と減少しました。

今後も分類をより詳しくした庁内オフィスごみ分別表の作成やマイボトル・マイカップ運動の更なる推進など、ごみを減らす取組を引き続き行います。



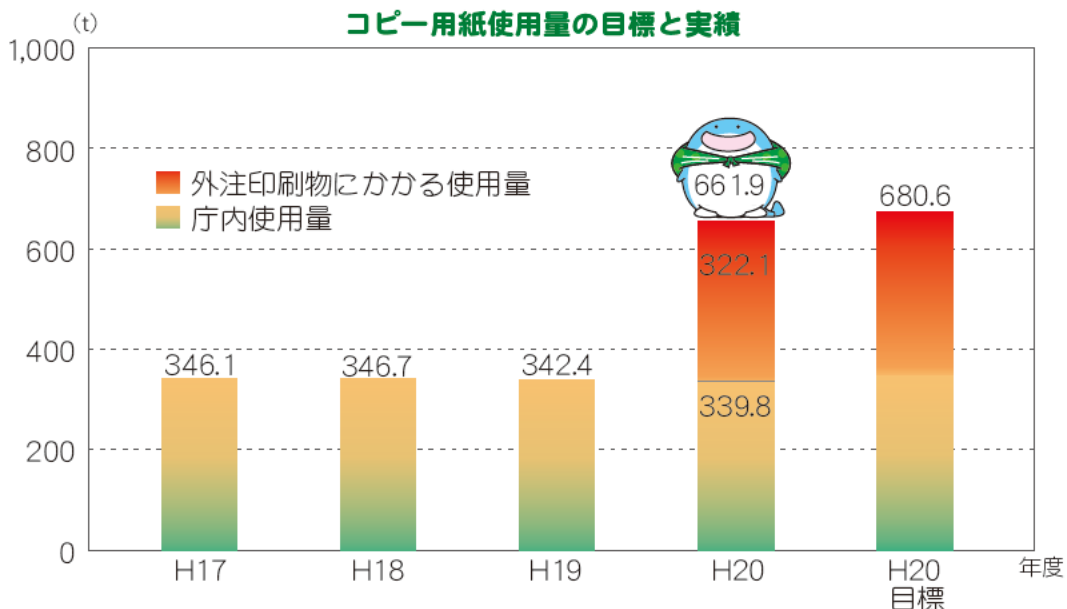
※H19年度以降の実績には、H19年度拡大組織（P6脚注参照）の実績を含みます。

② コピー用紙使用量

平成20年度からは、コピー用紙に加え、外注印刷物にかかる使用量についても、重点目標の対象として削減に取り組むこととしました。

平成20年度の実績は、全庁で661.9トンでした。目標（680.6トン）よりも約18トン少ない結果となり、目標を達成しました。

今後も所属ごとのコピー用紙使用量の把握や、「紙を減らす10ヶ条」（p.5）の浸透を図るなど、用紙の削減に取り組みます。



※H19年度以降の実績には、H19年度拡大組織（P6脚注参照）の実績を含みます。

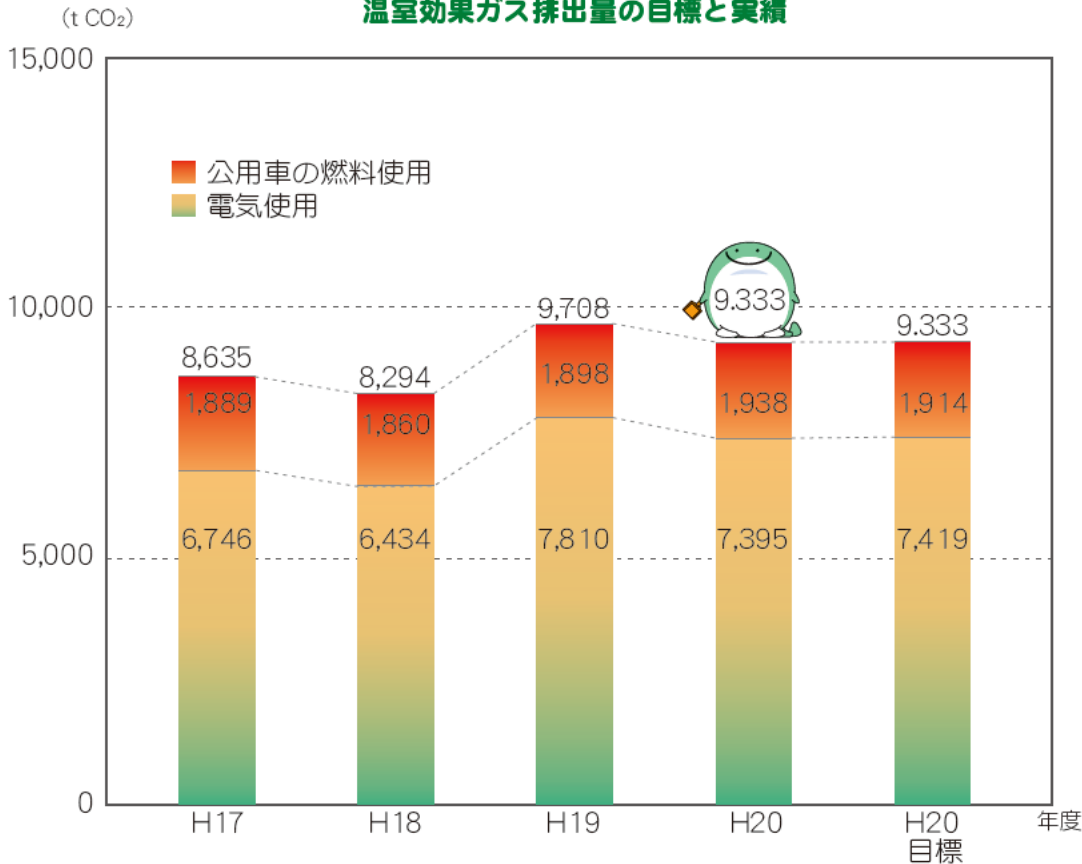
③温室効果ガス

平成20年度の実績は、電気が7,395トン CO₂、公用車燃料が1,938トン CO₂でした。前年度と比較すると、電気は5.3%減、公用車燃料は2.1%増でした。

電気は目標（7,419トン CO₂）を達成しましたが、公用車燃料は目標（1,914トン CO₂）をわずかに達成できませんでした。公用車の走行距離が2.8%増加したことが理由と考えられます。

今後もエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転）の周知等、引き続きCO₂削減に取り組みます。

温室効果ガス排出量の目標と実績



※H19年度以降の実績には、H19年度拡大組織（P6脚注参照）の実績を含みます。

※H20年度目標の設定方法については、P3の重点目標の達成状況（表）を参照してください。

三重県における取組の **ポイント** (その1) 紙を減らす10ヶ条

三重県では、ISO 14001の重点目標のひとつにコピー用紙等の使用量削減をあげており、「紙を減らす10ヶ条」をスローガンに掲げてコピー用紙の使用抑制を図っています。この10ヶ条は誰でもすぐに実行できる、ちょっとした心がけですが、職員一人ひとりが常に意識し、実践することで大きな効果を発揮するものと考えています。

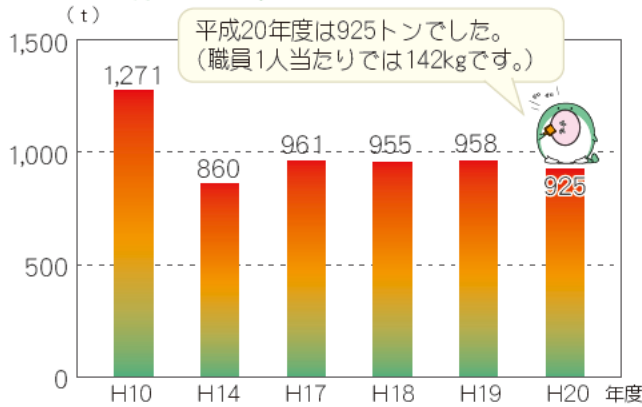
- 第1条 本当に印刷する必要があるのかどうかを再確認すべし
- 第2条 印刷の前に「印刷プレビューボタン」をクリックすべし
- 第3条 両面印刷を原則とすべし
- 第4条 ためし印刷、手持ち資料・プレゼンテーション資料の印刷は集約印刷機能を活用すべし
- 第5条 自動リセットの設定もしくは使用後の手動リセットを徹底すべし
- 第6条 両面コピーあるいは片面使用済み用紙の使用を徹底すべし
- 第7条 まず会議を開催する必要があるのかどうかをよく検討すべし
- 第8条 資料配付の必要性についても精査すべし
- 第9条 資料は要点をしぼってコンパクトにまとめるべし
- 第10条 資料は出席予定者分のみコピーすべし

2-2 オフィス活動・施設管理

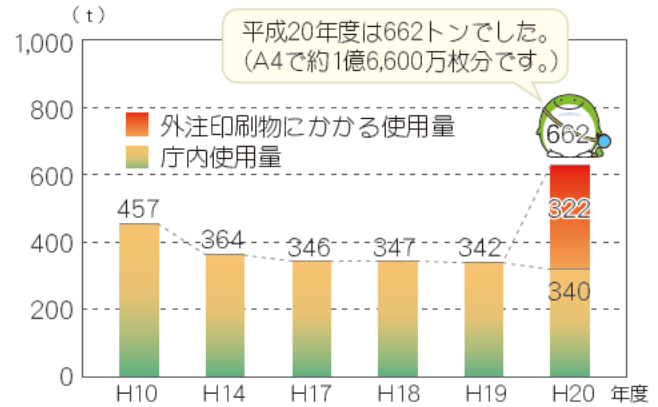
下のグラフは、県の業務の中で大きなウェイトを占めるオフィス活動や施設管理において、環境負荷低減に取り組んできたこれまでの結果を示しています。

※H17年度以降はH17年度拡大組織の実績を含みます。H19年度以降はH19年度拡大組織の実績を含みます。

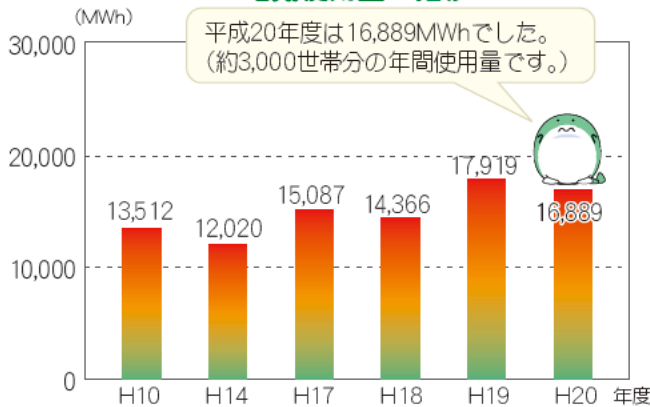
庁内オフィスごみ排出量の推移



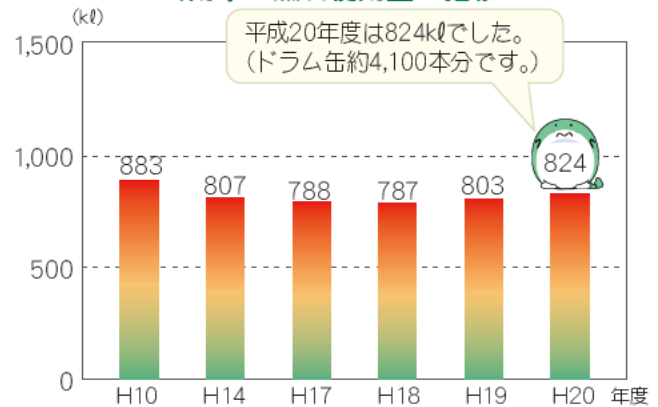
コピー用紙使用量の推移



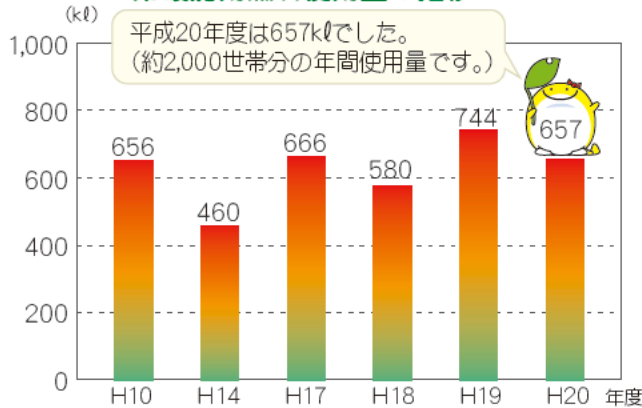
電気使用量の推移



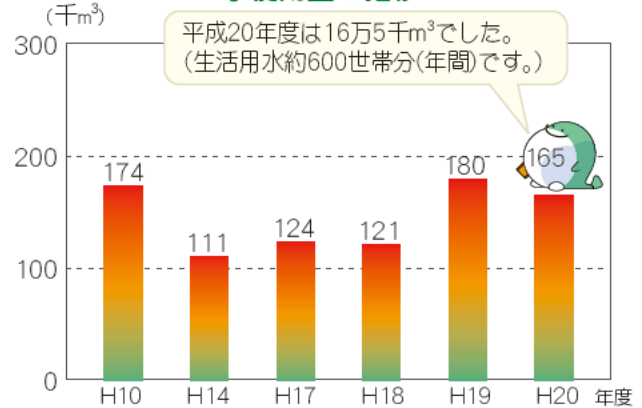
公用車の燃料使用量の推移



冷暖房用燃料使用量の推移



水使用量の推移



※H17年度拡大組織：科学技術振興センター（総合研究企画部、保健環境研究部、水産研究部（鈴鹿、尾鷲水産研究室を除く））

※H19年度拡大組織：科学技術振興センター（工業研究部（金属、窯業研究室を除く）、農業研究部（茶業、伊賀農業、紀南果樹研究室を除く）、林業研究部）、病害虫防除所、中央農業改良普及センター、小児心療センターあすなろ学園

※上記の組織名称は平成19年度当時のものです。平成20年度の組織機構改革に伴い組織及び名称を変更しています。

●「環境に有益な影響を与える事業」として、目標に設定した101事業のうち81事業で目標達成し、達成率は80.2%でした。

2-3 環境に有益な事業

各部署において、部署自ら業務の独自性や地域性を活かした環境目標を必ず1つ以上設定し、部署内でPDCAサイクルによる継続的改善を図っています。

目標を達成できなかった20事業については、目標設定が適切でなかったことが要因と考えられます。今後は適切な目標設定を行い達成率の向上を図るとともに、環境に有益な事業を推進していきます。ここでは、101事業の中から15事業について紹介します。



①太陽光発電の導入

水道事業において河川から取水した水は、薬品を注入し沈澱池で濁り等を取り除いた後、ろ過池へ送られます。沈澱池では、日光により藻類等が発生したり、水温上昇により有害物質が発生したりして水質の悪化が懸念されます。これらの対策として磯部浄水場（志摩市）、播磨浄水場（桑名市）、高野浄水場（津市）、ゆめが丘浄水場（伊賀市）では遮光設備を設けていますが、この上に太陽電池パネルを取り付け、発生する電力で場内使用電力の一部をまかなっています。



播磨浄水場太陽光発電設備（桑名市）

また、北勢水道事務所屋上へも太陽光発電設備を設置しており、発電能力は全体で約780kWとなっています。なお、平成21年度は播磨浄水場において、60kW程度の太陽光発電設備を増設します。（企業庁水道事業室）

②水エネルギーの有効利用

企業庁では、自然エネルギーを利用した水力発電により、二酸化炭素を排出しない環境にやさしい発電を行っています。

発電に必要な水エネルギーを有効利用するため、三瀬谷発電管理事務所では電気事業保安規程に基づく電気工作物の巡視・点検を行い、日々の運転監視や設備の維持管理に努めています。

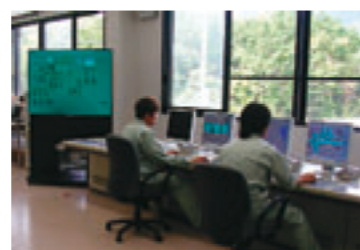
（企業庁電気事業室）



三瀬谷ダム



変電設備の点検



運転監視

三重県における取組のポイント（その2） 小水力発電の導入

小水力発電とは、地形条件などにより水道の導・送・配水管内で発生する水の有効落差と流量による潜在エネルギーを利用して行う、比較的小規模の発電のことです。水の持つエネルギーの有効利用として、平成21年度は取水口から浄水場までの導水管の落差を利用して、磯部浄水場に32kWの小水力発電設備を設置します。（企業庁水道事業室）



いろんな部署で、
幅広い取組を進め
ているんだね!

重点目標だけでなく、
各部署で必ずひとつ以
上、独自の目標を設定し
て取り組んでいるんだ。



③ みんなではじめる新エネルギー

平成20年7月20、21日に開催された「Mieこどもエコフェア」で新エネルギーのコーナーを出展し、燃料電池自動車や風力発電の模型による実演や展示パネル、新エネルギークイズなどをおして、次世代を担う子供たちに、環境問題やエネルギー問題について考える機会を提供しました。(政策部土地・資源室)



新エネルギーコーナー

④ エネルギー省力化設備の導入促進

中小企業等への省エネルギー型設備等の設備投資資金等に対する融資を行っています。この事業は、中小企業金融対策事業として、県内中小・零細企業者の金融円滑化を図るため、金融機関の協力を得るとともに企業の借入債務を保証する信用補完制度を取り入れながら、県の中小企業向け制度融資を運用し中小企業の健全な発展を図ることを目的とするものです。(農水商工部金融経営室)

⑤ 生物多様性の保全

海域の環境悪化を防止・改善するため、水質浄化機能を有し、魚介類の産卵場や生育場として重要な役割を果たす藻場の一つとして、コアマモ(海草の1種)場を再生する技術開発を目指しています。

平成20年度では、潮位変動型陸上水槽を用いて、コアマモの生理生態に及ぼす環境要因について調査を行いました。その結果、コアマモの生育適正水深や底質条件および発芽率の向上に及ぼす要因について明らかにすることができました。(農水商工部水産研究所)



陸上水槽

⑥ ほたる水路での環境創造の取組

伊賀市種生地域において、平成20年度にふるさと水と土農村環境創造事業を実施しました。地域資源である矢地川ほたる水路において、住民と一緒にいった水路の清掃活動や地区外の人を招いたほたる鑑賞会などを通じ、農村環境の創造活動をしました。(農水商工部農山漁村室)



矢地川ほたる水路での取組

⑦ 「みえのうみ」環境保全活動促進事業

豊かな海の恵みをもたらす「里海」伊勢湾を再生するため、県民が主体となった海の環境保全に向けた取組を促進しました。

具体的には、「みえのうみ」ホームページにおいて県内各地の環境活動に関する情報を提供したり、環境啓発イベントや講演の開催、小中学校の総合学習への支援を通じて、三重県を取り巻く海洋・河川環境に関する諸問題を理解していただきました。(農水商工部水産資源室)



環境啓発イベント (松阪市及び志摩市)

⑧多様な主体による環境保全活動（農地・水・環境保全向上対策事業）

農業者や地域住民など多様な主体により、農地・農業用水などの資源を守る共同活動や生き物調査、水路に沿って花の植栽を行うなど地域の環境向上活動を実施しました。

平成20年度は、松阪市伊勢寺地区において地元自治会や営農組合で構成する「伊勢寺地域環境保全向上活動をする会」による、ため池の外来魚駆除など、県内292の活動組織において、環境保全活動を実施しました。（農水商工部農業基盤室）



伊勢寺地域の池干し

⑨「三重の木」認証材の利用拡大

森林は、水を貯える等の機能があり、昔から県民生活と深い関わりを持っています。三重県では、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を維持していくことにより、森林の公益的機能の増進や環境の保全を図っています。

しかし、最近の林業の不振などから、これらの維持が難しくなってきました。そのため、県産材で一定の品質を満足した「三重の木」認証材の利用を促進してその出荷を拡大していくことにより、「緑の循環」が円滑に進んで行くよう、持続的な林業の発展と木材の安定供給体制の整備に取り組んでいます。（環境森林部森林・林業経営室）



三重の木を使った住宅

⑩人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度～環境保全型農業の推進～

みえの安心食材表示制度は、三重県独自の生産物表示制度として平成14年からはじまりました。化学農薬の節減やたい肥の活用などによる環境にやさしい農業を実施し、第三者機関によってその実施が確認された生産物に対して、右記の認定マークが表示される制度で、現在は米、野菜、果物、きのこ、鶏卵などが認定対象品目となっています。

平成20年度は、生産者に対して制度加入促進を行ったほか、県内のスーパーやショッピングセンターにおいて、制度のPRキャンペーン、生産者と消費者の現地交流会を実施しました。平成20年度末の登録件数は629件となっています。（農水商工部マーケティング室）



認定マーク



交流会の様子

⑪ごみゼロ社会実現プラン推進モデル事業

三重県では、ごみゼロ社会実現のため、住民・事業者・団体・行政など多様な主体の連携・協働によるごみ減量化の取組に対して、ごみゼロ社会実現プラン推進モデル事業として補助・支援を行っています。

平成20年度は、松阪市・多気町・明和町・大台町・玉城町・大紀町の「レジ袋有料化検討事業」など、計3事業を実施しました。「レジ袋有料化検討事業」は、地域ごとに、住民・事業者・団体・行政等で構成する検討組織を立ちあげ、ともに協力しながら、地域の皆さんの理解・参画を得て、レジ袋の削減をめざす取組です。



協定締結式（松阪市等1市5町）



啓発チラシ（松阪市）

⑫汚泥の活用

企業庁では、県内10ヶ所の浄水場で、水を浄化してから供給しています。浄化の過程で発生する汚泥は、学校やスポーツ公園のグラウンド改良材として使用したり、花き園芸用土としてできる限り有効利用しています。

さらに、平成18年度からセメント原料として、19年度から改良土の原料としても有効利用を図っています。
(企業庁水道事業室、工業用水道事業室)



グラウンド改良材の製造（高野浄水場）

⑬ごみ固形燃料の焼却灰の再資源化

企業庁では、三重ごみ固形燃料発電所において、ごみ固形燃料（RDF）を発電に利用して「ごみを電気にリサイクル」していますが、発電時に生じる焼却灰もセメント材料や骨材等として100%再資源化し、廃棄物発生の抑制に努めています。
(企業庁電気事業室)



RDF（ごみ固形燃料）



焼却灰をタンクに搬入



セメント資源化施設

※セメント資源化施設に搬送された焼却灰は、塩素分を水洗いして除去したあと、セメント原料としてリサイクルしています。

⑭産業廃棄物の自主情報公開制度

産業廃棄物多量排出事業所が、廃棄物の排出抑制等を目的とした計画を策定し、地域住民の方に自主的に情報公開する制度を設けています。この制度の普及に当たり、環境技術指導員は、企業を訪問して廃棄物の発生抑制やリサイクルなどの技術相談に応じたり、先進的な取組が行われている企業を調査し、参考となる情報を発信しています。

平成21年3月末現在で自主情報公開を実施している事業者は、611社となっています。

県内の産業廃棄物発生抑制やリサイクル促進のため、県内企業のみなさんを対象に、自主情報公開制度の説明会や、有識者による講演、先進事例の紹介などのセミナーを開催しました。
(環境森林部廃棄物対策室)

⑮M-EMSの普及

事業者の自主的な環境活動を促進するため「経費や労力の面で負担が少なく、取り組みやすい」環境マネジメントシステム「M-EMS」を平成16年9月にスタートしました。

M-EMSでは構築講座や個別コンサルティングを受けていただくことにより、事業者が「できることから」環境保全活動に取り組んでいただける仕組みになっています。

平成20年度末までに186事業者がM-EMS に取り組み、119事業者が認証を取得しています。(環境森林部地球温暖化対策室)



M-EMS登録証交付式

三重県における取組のポイント（その3） 三重県独自のEMS

MEMS（みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード）は、小規模事業者等を対象とする三重県独自のEMSです。都道府県独自のEMSの取組事例は全国でも限られており、幅広い県内事業者における環境問題への取組を促進しています。
(環境森林部地球温暖化対策室)



①環境工夫

・環境工夫として目標に設定した、310項目のうち264項目で目標達成し、達成率は85.2%でした。

②公共事業・施設整備・イベント他

・公共工事等については、17事業のうち14事業が目標達成し、達成率は82.4%でした。

③環境関連法規制等

・環境法令の適用を受ける設備について、基準を遵守し、適正な運転管理等を実施しています。

2-4 環境工夫等

①環境工夫

環境保全や改善に直結する事業を持たない部署では、業務の効率化や県民のみなさんへの普及啓発という間接的な効果をねらった「環境工夫」を目標にしています。

目標が達成できなかった項目の要因としては、目標が抽象的であったり、実施計画が具体性に欠けたりしたことが考えられますので、今後はこれらを踏まえた目標を設定し実施します。

ここでは3項目について紹介します。

・津の美しい海づくり（海岸一斉清掃）

津地域の大切な資源である海の景観を形づくってきた白砂青松の風景を蘇らせ、海のシーズンを前に、住民や訪れる人に「憩い」「親しむ」「楽しむ」ことのできる美しい海辺の景観を再生すること、また、旧河芸町から旧香良洲町まで海岸全長約20kmを一斉清掃することによって市民としての一体感を醸成することにもつながるとして、津市合併後の平成18年度から始めました。

一斉清掃当日は、晴天に恵まれ、津市全体で3,330人の参加者があり、回収したゴミも約10トンにもなりました。

3回目となった今回も、従来の自治会組織を中心とした地元住民の参加に加えて、企業や三重大学環境ISO学生委員会からの積極的な参加がありました。（津県民センター）



海岸一斉清掃

・ライトダウンデー（エコノー残業デー）の実施

地球温暖化防止・ライトダウン運動の趣旨を踏まえ、職員の地球環境に対する意識を高めることを目的として、毎月10日（休日の場合、翌日）は、午後6時までに消灯し退庁することとしています。

また、エコノー残業デーとして位置付け、総勤務時間の縮減にも取り組むこととします。（農水商工部農業研究所）

・広報紙に環境関連の新コーナー

毎月発行している広報紙「県政だより みえ」では、平成21年6月号から新コーナー「まちかどエコ@みえ」の連載を始めました。このコーナーでは、ちょっとした工夫でできる環境にやさしい取組を紹介しています。

例えば、学校での「夏を乗り切る工夫」、家庭での「ごみを減らすための工夫」など、さまざまな取組を取りあげています。この連載を通じ、より多くの皆さんが環境問題に意識を持ってもらえるようになればと考えています。

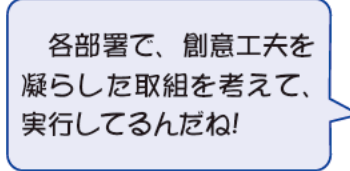
（政策部広聴広報室、環境森林部環境森林総務室）



県政だより みえ 8月号



環境に直接関わらない部署においても、普及啓発という面で、間接的な効果を生み出せるぞ。



各部署で、創意工夫を凝らした取組を考えて、実行してるんだね!

②公共事業・施設整備・イベント他

県の事業の中で環境への負荷が大きい公共工事については、本庁の公共工事所管部署（環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁）が、環境に配慮した工事とするための目標を設定し、実施部署である地域機関等と連携を取りながら進めています。施設設備やイベント、その他環境に負荷を与える事務事業については、所属の判断（任意）により環境目標を設定し、運用管理をしています。

平成20年度は、公共工事8項目すべて目標を達成しました。また、施設整備・イベント等は9項目のうち6項目が目標を達成しています。

③環境関連法規制等

県の本庁及び各地域機関には、ボイラーや冷温水発生器、浄化槽、オイルタンクなどの環境法令の適用を受ける設備があります。これらの設備については、各々の基準を遵守し、設備ごとに監視測定計画を立てたうえで定期的に排気や排水、異常の有無など監視測定を行うといった運転管理をしています。また、廃PCB〔ポリ塩化ビフェニル〕機器については専用の保管庫で管理し、紛失やPCBの流出がないかを定期的にチェックしています。

平成20年度は、水産研究所及び伊賀農林商工環境事務所において、産業廃棄物管理票交付等状況報告書が未提出でした。また、伊賀保健福祉事務所において、感染性廃棄物等の保管場所表示が、施行規則に定める要件を満たしていませんでした。

今後は法令研修の充実を図り、法規制等の遵守を徹底します。

法規制を受ける主な設備及び適用法令

設備あるいは活動		適用法令
設備	ボイラー、冷温水発生機	大気汚染防止法
	浄化槽	水質汚濁防止法、浄化槽法
	送風機	騒音規制法
	ごみ、廃PCB機器	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	オイルタンク	消防法
公共事業		環境影響評価法、三重県環境影響評価条例
		三重県環境調整システム推進要綱
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
		三重県リサイクル製品利用推進条例
試験研究		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
		毒物及び劇物取締法
オフィス活動		資源の有効な利用の促進に関する法律
		特定家庭用機器再商品化法
		使用済自動車の再資源化等に関する法律
		特定製品に係るフロン類の回収および破壊の実施の確保等に関する法律

25 職員に対する環境教育

●管理職員研修、総括環境推進員・環境推進員研修など、対象層別に7種類の環境教育を実施しました。

26 環境監査

①内部環境監査

・平成20年11～12月にかけて実施し、指摘事項（8件）、推奨事項（32件）、提案事項（26件）を確認しました。

②外部審査

・平成21年1月に外部機関による更新審査が実施され、登録が承認されました。

2-5 職員に対する環境教育

ISO14001を運用し、継続的に環境負荷低減を図っていくため、下表の研修計画に基づき本庁及び各地域機関で研修を実施しました。

研修の種類	研修の目的
管理職員研修	環境マネジメントシステムの重要性を理解させ、管理職員としての責任を自覚させる。
総括環境推進員・環境推進員研修	環境マネジメントシステムに関する適切かつ最新の知識を理解させ、各部等の責任者としての自覚を高める。
一般職員研修	環境マネジメントシステム全般に対する知識、環境方針、目的及び目標、実施計画等を理解させ、個々の職員の自覚を高める。
新規異動職員研修	環境マネジメントシステム全般に対する知識、環境方針、目的及び目標、実施計画等を理解させ、個々の職員の自覚を高める。
特定業務職員研修	著しい環境影響の原因となりうる活動・サービス（オフィス活動を除く。）に従事する職員に専門的知識及び技能を修得させる。
環境監査員研修	環境マネジメントシステム監査に必要な知識及び技能を修得させる。
基本研修	環境マネジメントシステムに関する基本的知識・能力を段階的に修得させる。



管理職員研修



環境推進員研修



法令研修

三重県における取組の**ポイント**（その4） **省エネ・エコドライブ研修**

地球温暖化防止に向けた取組を広く県民に浸透していくためには、まず県職員一人ひとりが、日頃からできることから率先して取り組んでいくことが必要です。

そのため、全職員が省エネについて理解を深め、積極的に取り組んでいくために、JAF（社団法人日本自動車連盟）から講師を招き、省エネ・エコドライブ研修を全61回実施し、約5千名が受講しました。（環境森林部地球温暖化対策室）



ISO14001の仕組みのなかでは、職員に対する環境教育、そして環境監査の実施が求められているんだ。

職員が常に環境問題に対する勉強を重ねるとともに、組織内外からの評価・意見を取り入れてるんだね！



2-6 環境監査

ISO14001では、各組織の作成した環境管理の計画が規格に適合しているか、また、計画どおり実施されているかを点検し、必要に応じて是正することが要求されています。その点検には、組織内部で行う内部環境監査と第三者機関による外部審査があります。

【平成20年度の実施結果】

①内部環境監査

平成20年度の内部環境監査を、平成20年11月17日から12月11日までの間に、本庁及び各地域機関で実施しました。その結果、記録の不備や職員研修の未実施が確認されるなど8件の指摘事項と、職員の環境マインドを醸成するための情報共有や所属の取組における工夫などの32件の推奨事項（良い点）、26件の提案事項（意見）がありました。推奨事項は、その取組内容を全庁へ紹介し、その活動を広げていくようにしています。



内部環境監査

②外部審査

平成21年1月19日から22日の4日間にわたって、財団法人日本品質保証機構の審査員により、本庁及び地域機関で外部審査（更新審査）が実施され、登録が承認されました。



書類審査



オフィスの現場確認



倉庫の現場確認

三重県における取組の **ポイント** (その5)

ご意見募集！ 事例募集！ e-コメントで情報共有！

三重県ホームページの「e-コメント」では、『県政だより みえ』の新コーナー「まちかどエコ@みえ」と連動して、環境をテーマにした皆さんの「実践エコ」投稿をお待ちしています。

e-コメント：<http://www.e-kocho.pref.mie.jp/comment/>

また、ホームページ「三重の環境と森林」では、環境に関する各種データ、県の取組などをお知らせするとともに、県政だよりの「まちかどエコ@みえ」で取り上げられたテーマについて詳しく紹介しています。プレゼント付きのアンケートも実施していますので、お気軽にご意見をお寄せください。

三重の環境と森林：<http://www.eco.pref.mie.jp/>